

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	
----------------------------	--------	-----	--

旧別表六の二三
平二十・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

平成20年4月1日以後に開始する事業年度については、平成20年改正後の法人税法施行規則別表六の二三(別表六の二三)を御使用ください。

試験研究費の総額	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の旧別表六の二(三)付表二「1」の合計)	1	円	基準試験研究費の額の計算に関する明細			
	平均売上金額の合計額 (各連結法人の旧別表六の二(三)付表一「5」の合計)	2		連結親法人事業年度		試験研究費の額の合計額	
試験研究費の割合	試験研究費割合 (1) (2)	3					
	(3) ≥ 10% の場合	4	0.1				
試験研究費の総額に係る税額控除限度額	(3) < 10% の場合 (3) × 0.2 + $\frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5		24		25	
	試験研究費の総額に係る税額控除限度額 (1) × (4) 又は (1) × (5)	6	円				
比較試験研究費の合計額	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の旧別表六の二(三)付表一「10」の合計)	7					
	増加試験研究費の額 (1) - (7) (1) ≤ (26) 又は (27) の場合は 0	8					
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (8) × $\frac{5}{100}$	9					
	税額控除限度額 (6) + (9)	10					
調整前連結税額	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」又は別表一の二(三)「2」)	11					
	当期税額基準額 (11) × $\frac{20}{100}$	12					
特別試験研究費の額	当期分の特別控除額 (10) と (12) のうち少ない金額	13					
	(8) の金額がない場合 (各連結法人の旧別表六の二(三)付表二「11」の合計)	14					
特別試験研究費に係る税額控除割合	(8) の金額がある場合 (7) と (各連結法人の旧別表六の二(三)付表二「11」の合計) のうち少ない金額	15					
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	16					
特別研究税額控除限度額	特別研究税額控除限度額 (14) × (16) 又は (15) × (16)	17	円				
	当期税額基準額残額 (12) - (13)	18					
当期分の特別控除額	当期分の特別控除額 (17) と (18) のうち少ない金額	19					
	差引当期税額基準額残額 (12) - (13) - (19)	20					
前期繰越分	連結繰越税額控除限度超過額 (34) の計 (総額 + 特別)	21					
	同上のうち当期控除額 (20) と (21) のうち少ない金額 (28) ≤ (31)、(32) 又は (33) の場合は 0	22					
法人税額の特別控除額	法人税額の特別控除額 (13) + (19) + (22)	23					

旧別表六の二（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が平成20年改正前の措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。
- 2 「試験研究費の総額に係る税額控除限度額（(1)×(4)）又は（(1)×(5)）6」欄は、「5」欄の記載がない場合には「（(1)×(4)）」の金額を記載し、「5」欄の記載がある場合には「（(1)×(5)）」の金額を記載します。
- 3 「特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$ 」（(4)又は(5)16)には、「5」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「5」欄の記載がある場合には「0.12-（5）欄の割合」を小数で記載します。
- 4 「特別研究税額控除限度額17」には、「15」欄の記載がない場合には「（(14)×(16)）」の金額を記載し、「15」欄の記載がある場合には「（(15)×(16)）」の金額を記載します。
- 5 「 $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{前連結親法人事業年度の月数}} \times 30$ 」の記載に当たっては、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 6 「翌期連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に係るものを記載します。